

# 仕 様 書

- 1 業務名 江丹別市民交流センター木質バイオマスボイラー維持点検業務
  
- 2 対象施設及び対象物件
  - (1) 対象施設 江丹別市民交流センター（旭川市江丹別町中央104番地28）
  - (2) 対象物件 シュミット社製ノバトロニック80外ボイラー機器一式
  
- 3 履行期間 令和7年8月20日から令和7年9月30日まで
  
- 4 業務内容
  - (1) バイオマスボイラー点検整備
    - ア 缶体内部スス清掃
    - イ 燃焼室内部下部煙管部点検
    - ウ デフレクター点検
    - エ 排ガスファン内部点検
    - オ 水位計他清掃
  
  - (2) 自動制御機器点検
    - ア ボイラー制御動作確認
    - イ 機器の取付状況、増し締め確認
    - ウ 機器の電圧抵抗確認
    - エ 盤内の増し締め、電圧確認
  
  - (3) 蓄熱槽点検清掃
    - ア 水圧洗浄作業（パッキン取替含む）
  
  - (4) 熱交換器点検
  
  - (5) 各機器の動作確認点検（水位計ガラス清掃含む）
  
  - (6) 炉壁側壁板補修
    - ア 炉壁側壁板変形修繕
  
- 5 業務の実施報告  
作業終了後速やかに作業報告書を提出するものとする。

報告書には、業務前の状況写真と業務後の状況写真を添付すること。

## 6 安全確保

- (1) 作業の実施に当たっては、事故防止に十分注意するとともに事故に対する一切の責任を負う。
- (2) 点検作業等は、労働安全衛生法・同施行令及び同規則に則り、安全に注意して行うこと。

## 7 支払方法

業務完了後、処理成果の内容について委託者が行う検査に合格した後、適法な請求があった日から起算して30日以内に支払うこととする。

## 8 経費の負担

軽微な故障についての修理及び調整については、受託者の負担とする。

## 9 再委託等の禁止

- (1) この仕様書で示す業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) この仕様書で示す業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ書面にて市の承諾を得なければならない。

## 10 協議

この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、これを決定する。